破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第２００号
岩手県一関市厳美町字夏梨281番地３
破産者　石川　智恵
１　決定年月日　平成27年２月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第８号
茨城県潮来市潮来91番地１
破産者　宍倉　信一
１　決定年月日　平成27年２月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（フ）第３８号
福井県あわら市二面第46号18番地
破産者　藤野　　修
１　決定年月日　平成27年２月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５８号
福井市二の宮４丁目31番13号　ファミーユ黒葉Ⅱ205号
破産者　榎　　智洋
１　決定年月日　平成27年２月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１７９号
福井県坂井市春江町江留下第30号４番地　サニーハイツハルエ101号室、旧住所福井県坂井市坂井町宮領38―１―８
破産者　後藤　康晴
１　決定年月日　平成27年２月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１７４６号
名古屋市南区平子２丁目22番20号　アクトピア新瑞302号
破産者　小泉　宜弘
１　決定年月日　平成27年２月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５６号
兵庫県姫路市西中島241番地１　ファミール89―202号室、開始決定時の住所兵庫県姫路市花田町高木367番地、従前の営業所所在地兵庫県姫路市増位新町２丁目13番地
破産者　ｃａｆｅ　ｄｅ　ＳＴＹＬＥこと　北川　康博
１　決定年月日　平成27年２月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３０２号
熊本県上益城郡甲佐町大字南三箇443番地１
破産者　西坂　　親
１　決定年月日　平成27年２月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４１１号
茨城県水戸市東前町1367番地の１　クレイプマートル・51Ｂ棟101号、開始決定時の住所茨城県常陸太田市大森町446番地の１
破産者　安達　　笑（開始決定時の姓清野）
１　決定年月日　平成27年２月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第６３５号
神奈川県小田原市蓮正寺51番地の１　アルテールＮ204号室、前住所神奈川県小田原市桑原627番地の１
破産者　矢藤　　智
１　決定年月日　平成27年２月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１５８号
神奈川県中郡二宮町二宮1932番地の３　Ｒａｆｆｉｎｅ湘南Ａ―101、前住所神奈川県藤沢市本鵠沼５丁目１番18～208号
破産者　大橋　邦明
１　決定年月日　平成27年２月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第７６号
三重県伊賀市東湯舟1532番地
破産者　杉木　孝男
１　決定年月日　平成27年２月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第８７５号
京都市南区上鳥羽南鉾立町27番地
破産者　日野　一哉
１　決定年月日　平成27年２月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８１４号
京都市右京区嵯峨野嵯峨ノ段町18番地２　第３シャトーウメダ107号、前住所京都府亀岡市篠町浄法寺中村１番地５
破産者　神﨑　俊秋
１　決定年月日　平成27年２月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０６５号
広島市佐伯区観音台４丁目８番９号、開始決定時の住所広島市佐伯区観音台３丁目19番12号
破産者　井上　順一
１　決定年月日　平成27年２月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３７２号
高知市介良乙3225番地16　コーポ光明302号室、開始決定時の住所高知市介良乙1407番地３
破産者　片岡　和夫
１　決定年月日　平成27年２月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係